

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那覇市は、老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

那覇市長

公表日

令和2年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務
②事務の概要	①要介護認定の申請・契約利用等が困難な者などに対する措置。養護老人ホーム、やむを得ない事由による措置。②措置に要する費用の全部又は一部を徴収する事務。
③システムの名称	Acrocity、庁内連携システム、宛名システム(番号連携サーバー)、中間サーバー、WebRings
2. 特定個人情報ファイル名	
高齢者福祉ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の41の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第32条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠):番号法第19条第8号 別表第二の61,62の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第32条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 チャーがんじゅう課
②所属長の役職名	チャーがんじゅう課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	那覇市 総務部 法制契約課市政情報センター 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話:098-869-8191
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	那覇市 福祉部 チャーがんじゅう課 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話:098-862-9010

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年3月20日	I 関連情報 1. ②事務の概要	①要介護認定の申請・契約利用等が困難な者などに対する措置。②介護サービスに要する費用の全部又は一部を徴収する事務。	①要介護認定の申請・契約利用等が困難な者などに対する措置。養護老人ホーム、やむを得ない事由による措置。②措置に要する費用の全部又は一部を徴収する事務。	事後	
平成27年3月20日	1. ③システムの名称	Acrocity・新福祉システム、庁内連携システム、宛名システム(番号連携サーバー)、中間サーバー	Acrocity・新福祉システム、庁内連携システム、宛名システム(番号連携サーバー)、中間サーバー、WebRings	事後	
平成27年3月20日	2. 特定個人情報ファイル名	介護保険ファイル	高齢者福祉ファイル	事後	
平成27年3月20日	IIしきい値判断 1. 対象人数	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
平成28年4月15日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	ちやーがんじゅう課長 新垣 美智子	ちやーがんじゅう課長 知念 功	事後	
平成28年4月15日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	那覇市 総務部 総務課市政情報センター	那覇市 市民文化部 市民生活安全課市政情報センター	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	ちやーがんじゅう課長 知念 功	ちやーがんじゅう課長	事後	
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の集計か	平成28年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 1.取り扱い者数 いつ時点の集計か	平成28年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策	-	(項目内容追加)	事後	
令和2年2月5日	I 関連情報 1. ③システムの名称	Acrocity・新福祉システム、庁内連携システム、宛名システム(番号連携サーバー)、中間サーバー、WebRings	Acrocity、庁内連携システム、宛名システム(番号連携サーバー)、中間サーバー、WebRings	事後	
令和2年2月5日	I 関連情報4. ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠): 番号法第19条第7号 別表第二の61,62の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第32,33条	(別表第二における情報照会の根拠): 番号法第19条第7号 別表第二の61,62の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第32条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月5日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和2年2月1日時点	事後	
令和2年2月5日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和2年2月1日時点	事後	
令和2年4月1日	7.特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求 請求先	那覇市 市民文化部 市民生活安全課市政情 報センター 電話:098-862-9930	那覇市 総務部 法制契約課市政情報センター 電話:098-869-8191	事前	
令和3年9月10日	I-4 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠):番号法 第19条第7号 別表第二の61,62の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令第32 条	(別表第二における情報照会の根拠):番号法 第19条第8号 別表第二の61,62の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令第32 条	事後	